

「宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の施設基準」

宝塚市青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関する条例第6条第1項の規定により、青空駐車場、洗車場又は資材等置場（以下「青空駐車場等」という。）の設置について、地域における良好な生活環境の保全と形成に資するため、当該青空駐車場等の立地等を勘案して有効と考えられる標準的な施設基準を次のとおり定める。

（道路幅員の確保）

- 1 青空駐車場等に係る自動車の出入口は、原則として、当該駐車場等の規模に応じ、概ね次表に掲げる道路幅員を有する道路に接するものとする。ただし、市長が周囲の状況等から環境の保全と安全対策等を施すことにより、支障がないと認めるとときはこの限りではない。

施設	規模	道路幅員
駐車場	面積が 500 m ² 以上	4 m以上
洗車場	面積が 1000 m ² 以上	6 m以上
	面積が 3000 m ² 以上、又は主として大型車 (道路交通法(昭和35年法律第105号) 第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。)の用に供するもの	8 m以上
資材等置場	面積が 500 m ² 以上	4 m以上
	面積が 1000 m ² 以上	6 m以上
	主として大型車の出入りを行うもの	6 m以上

（設備等の確保）

- 2 設置しようとする青空駐車場等の状況、敷地の形状等を勘案して、周辺環境の保全と安全対策上、有効かつ必要と認める場合は、次に掲げる設備等の設置に努めるものとする。

（1）青空駐車場

① 出入口

：出口、入口の特定や角切り及び左右の見通しの確保等、自動車が安全に入りしやすい配置構造にすること。

- ・横断歩道、交差点、道路の曲り角から一定の距離には、出入口を設けないなど道路交通又は安全上の障害とならないように設置すること。

② 施設内車路

- ・施設内に3.5m以上の車路を確保すること。
- ・不特定多数の者が出入りする場合又は主として大型車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）が出入りする場合で、一方通行でない場合は5.5m以上の車路を確保すること。
- ・舗装していることが好ましい。

③ 表示

- ・必要に応じ、駐車区画及び保管位置等の表示板を設置し、地上面にも駐車ラインを表示すること。

④ 塀、柵

- ・近隣家屋の日照、通風、排気ガスの流入、粉塵の飛散等に配慮し周囲に一定の高さ（概ね1.5m程度）のネットフェンス等による塀又は柵を設置すること。この場合において、近隣家屋の日照、通風、排気ガスの流入、粉じんの飛散等に配慮すること。

⑤ 駐車方法等

- ・周辺の住宅等に自動車の排気口を向けないような駐車方法をとるとともに周辺地域の環境に配慮した自動車の誘導経路を採用すること。
- ・機械式駐車場の場合は、騒音、振動等の発生の少ない機種を採用すること。

⑥ 環境保全設備等

- ・散水や洗浄設備を設置する場合は、適正に排水処理を行うよう留意すること。
- ・一般の車の駐車の用に供する場合のほか、特に大型車の駐車の用に供するときは、極力、周辺に与える騒音、振動の発生させないように留意し、場合によっては敷地境界から一定の距離に緑地等で緩衝帯を設けること。

⑦ 安全設備等

- ・学童及び幼児が立入れないよう注意看板等を設置すること。
- ・必要に応じて、ミラー等の交通安全設備や出入口が確認できるような照明

灯を設置すること。

・夜間照明等、防犯上必要な設備を設置すること。

⑧ その他

・連絡先、管理者、事業内容等を明記した看板を設置すること。

・敷地及び周辺道路等の清掃、整理に努めること。

(2) 資材等置場

① 敷地

・道路等を占拠せずに荷役作業及び駐車等を行えるような場所を確保すること。

② 出入口

・出口、入口の特定、角切り及び左右の見通しの確保等、自動車が安全に入りしやすい配置構造にすること。

・横断歩道、交差点、道路の曲り角から一定の距離には、出入口を設けないなど道路交通又は安全上の障害とならないように設置すること。

③ 施設、車路

・施設内に一定の幅員（概ね2m程度）の車路を確保すること。

・原則として舗装を考えること。

④ 塀

・近隣家屋の日照、通風、排気ガスの流入、特に粉塵の飛散等に配慮し、周囲に一定の高さ（概ね1.8m程度）の塀を設置すること。

⑤ 使用機器等

・騒音、振動等公害の発生が比較的少ない機械や器具を使用するなど工夫して対処すること。

・車の排気口を向けないような駐車方法をとるとともに周辺地域の環境に配慮した車の誘導経路を採用すること。

⑥ 環境保全設備等

・適正に排水処理を行う施設、設備を設けるよう留意すること。

・極力、周辺に与える騒音、振動の発生させないように留意し、場合によっては敷地境界から一定の距離（概ね1m程度）のに緑地等で緩衝帯を設けること。

⑦ 危険防止、安全設備等

- ・荷崩れ、落下等危険のないような保管方法を探るための容器、その他適正な施設設備等を設けること。
- ・学童及び幼児が立入れないよう注意標識等を設置すること。
- ・必要に応じて、ガードレール、ミラー及び標識等の交通安全設備や出入口が確認できるような照明灯を設置すること。
- ・夜間照明、施錠設備等防犯上必要な設備を設置すること。

⑧ その他

- ・使用時間について、近隣の状況を配慮し設定すること。
- ・緑地の確保に努めること。
- ・連絡先、管理者、事業内容、資材名等を明記した看板を設置すること。
- ・敷地及び周辺道路等の清掃、整理に努めること。

(3) 洗車場

① 敷地

- ・道路等を占拠せずに駐車等が行えるような場所を確保すること。

② 出入口

- ・出口、入口の特定、角切り及び左右の見通しの確保等、自動車が安全に入りしやすい配置構造にすること。
- ・横断歩道、交差点、道路の曲り角から一定の距離には、出入口を設けないなど道路交通又は安全上の障害とならないように設置すること。

③ 施設、車路

- ・施設内に一定の幅員の車路を確保すること。
- ・舗装とすること。

④ 表示

- ・駐車区画及び保管位置等の表示板を設置し、地上面にも駐車区画（洗車区画）を表示すること。

⑤ 塀

- ・近隣家屋の日照、通風、排気ガスの流入、特に洗浄水の飛散等に配慮し、周囲に一定の高さで塀を設置すること。

⑥ 使用機器等

- ・騒音、振動等公害の発生が比較的少ない機械や器具を使用するなど工夫して

対処すること。

- ・車の排気口を向けないような駐車方法をとるとともに周辺地域の環境に配慮した車の誘導経路を採用すること。

⑦ 環境保全設備等

- ・適正に排水処理を行う施設、設備を設けること。
- ・極力、周辺に与える騒音、振動の発生させないように留意し、場合によっては敷地境界から一定の距離に緑地等で緩衝帯を設けること。

⑧ 危険防止、安全設備

- ・ミラー及び標識等の交通安全設備を設置する。
- ・学童及び幼児が立入れないよう注意看板等を設置すること。
- ・夜間照明、施錠設備等防犯上必要な設備を設置すること。
- ・出入口が確認できるような照明灯を設置すること。

⑨ その他

- ・営業時間について、近隣の状況を配慮し設定すること。
- ・連絡先、管理者、事業内容等を明記した看板を掲示すること。
- ・敷地及び周辺道路等の清掃、整理に努めること。